

内部監査の実施状況について
(令和7年3月31日現在)

東京労働局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	令和6年6月17日 から7月17日にか けて実施 (前期内部監査)	・会計経理事務に関 する事項 ・旅費及びICカード に関する事項 ・物品管理に関する 事項 ・超過勤務に関する 事項 ・その他	「旅費及びICカード」関係では、総距離100km以上の旅行について、 旅費の請求に基づき普通旅費として支給がなされているが、業務命令外出 として公用ICカードを使用していたことによる回収事案が確認された。 また、新規採用職員研修について、旅費による交通費が支給されていなか った追給事案が確認された。 「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れや、物品 標示票の貼付漏れ等、物品管理の基本を疎かにした事案が確認された。 「超過勤務手当」関係では、超過勤務予定伺記載の実施時間数と超過勤 務命令簿記載の実績時間数が誤っていたことによる追給事案が確認され た。 「その他」では、特殊勤務手当の支給漏れが確認された。同一用務で業 務命令外出を行っているにも関わらず、一部の者への支給がされていなか った。また、作業時間の記載誤りによる坑内作業手当の回収事案が確認さ れた。	「旅費及びICカード」関係については、発生原因の考察と再発防止策 を報告させ、追給および回収処理を行った。 「物品管理」関係については、担当者だけでなく管理者においても関係 法令や関係通達等を再確認するよう指示し、チェック体制を構築する等 の是正状況を報告させた。 「超過勤務手当」関係については、自主点検チェックリストにおける点 検項目であり基本的な事項であることを指導し、チェック体制を構築する 等の是正状況を報告させ、追給処理を行った。 全所属に対しては重要物品の管理及び超過勤務に係る自主点検チェッ クリストの形骸化を伝え、適切な履行により防げた案件を紹介しながら、 チェックリストの有効性を示し、チェック体制の機能を再確認するよう指 示した。 「特殊勤務手当」関係については、発生原因の考察と再発防止策を報告 させ、追給および回収処理を行った。
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	令和6年10月30 日から11月29日 にかけて実施 (後期内部監査)	・会計経理事務に関 する事項 ・旅費及びICカード に関する事項 ・物品管理に関する 事項 ・超過勤務に関する 事項 ・その他	「旅費及びICカード」関係では、出張伺・業務命令外出伺の不備にか かる事案で、ICカード使用時及び官用車使用時における業務命令外出伺 の提出漏れが確認された。 「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れや、物 品標示票の貼付漏れ等、物品管理の基本を疎かにした事案が確認された。 また、重要物品である日雇労働被保険者手帳について物品管理簿上の残 数の記載誤りも確認された。 「超過勤務手当」関係では、超過勤務予定伺記載の実施時間数と超過勤 務命令簿記載の実績時間数が誤っていたことによる追給事案が確認され たほか、超過勤務命令簿の記載誤りにより、超過勤務を行っていないにも 関わらず超過勤務手当を支給したことによる回収事案も確認された。 「その他」では、特殊勤務手当支給業務に従事したにも関わらず、特殊勤 務実績簿の作成がされず、特殊勤務手当の支給漏れが確認された。	「旅費及びICカード」関係については、該当の所属全職員への注意喚 起とチェック体制の確立に係る改善策を報告させた。 「物品管理」関係については、関係法令や関係通達等を再確認させ、適 正に物品管理を行うよう指示し、是正状況を報告させた。 「超過勤務手当」関係については、自主点検チェックリストにおける点 検項目であり基本的な事項であることを指導し、チェック体制を構築する 等の是正状況を報告させ、追給および回収処理を行った。 「特殊勤務手当」関係については、発生原因の考察と再発防止策を報告 させ、追給処理を行った。 全所属に対して監査結果をとりまとめた総括を通知し各所属の指導内 容を具体的に示すことで問題を共有化し、今後同様の誤りをなくすよう に注意喚起を行った。そのうえで、適正な事務処理とそのチェック体制機能 を再確認するよう指示した。
局会計課	令和7年1月21日	・内部監査調書によ る各項目	適正であった。	引き続き、適正な事務処理を徹底する。